

別紙2 納入作業の仕様・条件

設定作業を行うに当たっては、県の指示に基づき以下の作業を行うこと。なお、設定作業の詳細は別途協議の上、指示とする。

1. 事前作業

- (1) ネットワーク構成および接続については、事前に協議をおこない、県の承認を得ること。
- (2) 納入物品一式について、落札業者側の設備にて単体テストを実施し、機器及び付属品等に問題がないことを確認すること。

2. 搬入・設定作業

- (1) 機器等の納入に当たり、必要な作業等は落札業者が行うこと。
- (2) 搬入・組み立て後、空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (3) 設定について現場の状態等で不明な点が生じた場合、速やかに県と協議し、その措置について指示を受けること。
- (4) 作業中疑義が生じた場合は、県と落札業者の両方で協議するものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、機能上、当然具備すべきと認められる作業は、落札業者の責任において実施すること。

3. 設定作業

納入する機器等はその供給のみならず、ソフトウェアインストール、設定等のS E作業も必要である。設定作業に当たっては県の指示のもと迅速な対応を行い、作業を実施すること。

また、当該機器を運用するためのツール、ソフトウェアについては、県の担当者の指定する端末環境で問題なく動作することを確認し、導入手順および日常運用に係る利用手順を作成すること。更に、引渡し完了時点だけでなく、導入後不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立ち会いを実施すること。

- (1) 機器の設定及びソフトウェアのインストール・設定を行い、動作可能な状態にセットアップすること。なお、作業および手順書の項目は別紙3による。
- (2) 各機器におけるネットワーク接続、疎通が正常に行われることを確認すること。
- (3) 他の機器やシステムとの調整を必要とする事項が生じた場合、落札業者は運用業者等と協力して調整を図ること。
- (4) ライセンス登録が必要なソフトウェア等については、県の指示に従い登録作業を行うこと。
- (5) 既存クライアントPCへソフトウェアのインストールまたはアップデートが必要な場合、落札業者にてアップデート、又はアップデート可能な環境を構築すること。
- (6) 既存ファイアウォールのポリシー等設定内容を、今回調達するファイアウォールに設定移行を行うこと。
- (7) 既存ファイアウォールの設定情報を精査し、今回調達するファイアウォールにて不要な設定の削除を県の担当者と協議の上行うこと。
- (8) 令和7年11月13日までに、上記必要な設定及び正常動作の確認を完了すること。